

仮想通貨と法定通貨を同時決済可能なプロ向けの決済プラットフォームの構築（計画の概要）

1. 申請者：株式会社 Crypto Garage* 代表取締役 大熊将人（平成 31 年 1 月 15 日申請） *（株）デジタルガレージと東京短資（株）の合併会社

2. 主務大臣：内閣総理大臣（金融庁）（平成 31 年 1 月 18 日認定）

3. 実証計画の概要

(1) 本実証では、アトミックスワップの技術を用いることで、仮想通貨の受け渡しと法定通貨での決済が同時に実施でき、取引相手に対する信用リスクを排除した決済プラットフォームの構築を目指す。

(2) 決済プラットフォームには、許可された特定の参加者のみが参加し承認スピードが速い分散台帳技術（サイドチェーン技術）を用いることとし、このプラットフォーム上に、同時決済で用いる Bitcoin に裏付けたトークン（RSBTC）と、法定通貨建てトークン（S-Token）を発行する。

(3) 参加者間で合意した取引内容は、システムを通じた承認を経て、同内容の RSBTC と S-Token が同時交換される（双方向の移転として一体的にサイドチェーン上のブロックに記録される）。

(4) 実証参加者は、プロである登録済み仮想通貨交換業者 3～5 社に限定する。期間は平成 31 年 1 月から 1 年間とし、取引限度額を設定する。実証期間中はプラットフォームの利用は無料とする。

(5) 実証を通じて、サイドチェーン上の財産的価値・記録・取引の安全性の検証、価格形成の透明化等により、安定的かつ公正な OTC 取引市場が成立することの検証等を行う。

4. 実証の意義

- ・現在は、プロである仮想通貨交換業者間向けのカバーマーケットが存在せず、流動性、価格面で不安定な状況にある。また、共通の決済基盤がないため、相対取引において、多大な信用リスクを取引相手に対してとらざるを得ない。
- ・仮想通貨と法定通貨の同時決済を実現することで、効率的な取引の基盤を整備できる。

5. 新技術等関係規定に違反しないことについての考え方

○本件実証の参加者を3～5社の登録済み仮想通貨交換業者に限定・特定し、かつ取引制限等を設けることなど市場に与える影響が軽微であること、当社に営利目的がないこと、1年を期限とする実証実験であることを踏まえると、仮想通貨の交換等を「業として」行うことには該当しないと考えられる。(資金決済法第2条第7項)

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

第二条

5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6 （略）

7 この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを 業として行う ことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。

- 一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること。

（仮想通貨交換業者の登録）

第六十三条の二 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行つてはならない。

○金融庁 事務ガイドライン 第三分冊 金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係

I 総則

I-1 仮想通貨の範囲等

I-1-2 仮想通貨交換業の該当性及び取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準

情報通信技術は急速に進展しており、日々、様々な仮想通貨が出現することが想定される。また、仮想通貨交換業に係る取引（法第2条第7項各号に規定する行為に係る取引をいう。以下同じ。）の形態についても、様々な態様が考えられる。このため、取り扱うとするものが仮想通貨に該当し、又は当該仮想通貨の取扱いが仮想通貨交換業に係る取引に形式的に該当するとしても、利用者保護ないし公益性の観点から、仮想通貨交換業者が取り扱うことが必ずしも適切でないものもあり得る。

したがって、当局は、仮想通貨交換業に係る取引の適切性及び取り扱う仮想通貨の適

切性等について、申請者に対して詳細に説明を求めるとともに、認定資金決済事業者協会の公表する情報等を参考としつつ、登録の申請の審査等を実施するものとする。

なお、仮想通貨を用いた先物取引等の取引においては、決済時に取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡を行う取引と、当該取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡を行わず、反対売買等を行うことにより、金銭又は当該取引において決済手段とされている仮想通貨の授受のみによって決済することができる取引（以下「差金決済取引」という。）が存在する。これらの取引のうち、差金決済取引については、法の適用を受ける「仮想通貨の交換等」には該当しない。このため、法の適用を受ける取引かどうかについては、個別具体的に取引の内容を確認する必要がある。

（注1）法第2条第7項に規定する「業として行うこと」とは、「対公衆性」のある行為で「反復継続性」をもって行うことをいうものと解されるが、具体的な行為が「対公衆性」や「反復継続性」を有するものであるか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきである。なお、「対公衆性」や「反復継続性」については、現実に「対公衆性」のある行為が反復継続して行われている場合のみならず、「対公衆性」や「反復継続性」が想定されている場合等も含まれる点に留意する。

（注2）～（注5） （略）